

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(市町村課)

ページ
一

選挙管理委員会告示

政治資金規正法及び政党助成法に基づく報告書の閲覧規程の一部改正

(選挙管理委員会)

一

政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程

(同)

二

号外(一) 平成二十年十二月二十六日

規則

岐阜県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十三号

岐阜県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県手数料徴収条例施行規則(平成十二年岐阜県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を第一号の二とし、同条に第一号として次の二号を加える。

一 条例別表第一十三の二の項に規定する手数料

附則

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

選挙管理委員会告示二小

岐阜県選挙管理委員会告示第百二号

政治資金規正法及び政党助成法に基づく報告書の閲覧規程(平成六年岐阜県選挙管理委員会告示第七十三号)の一部を次のように改正する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる)
(ときは翌日)

平成二十年十二月二十六日

平成二十年十二月二十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

題名を次のように改める。

政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧に関する規程

第一条中「政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十条の二第二項及び」を削り、「政治資金規正法第二十条第一項に掲げる報告書及び政党助成法第三十二条第三項に掲げる支部報告書等（以下「報告書」と総称する。）を「同条第三項に規定する支部報告書及び支部総括文書並びに監査意見書（以下「支部報告書等」という。）」に改める。

第二条第一項中「報告書」を「支部報告書等」に改め、同条第二項中「報告書」を「支部報告書等」とし、「別記第一号様式の閲覧申請書」を「県委員会が定める事項を記載した請求書（別記様式）」に改める。

第三条中「報告書」を「支部報告書等」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「報告書」を「支部報告書等」に改め、同条中「この書」を「この書」に改める。

第五條（一）中「別記第一号様式」を「別記様式（第2条関係）」とし、「収支報告書等閲覧申請書」を「支部報告書等閲覧請求書」とし、「職 業」を削り、「政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十条の二第二項の規定」を「政党助成法第三十二条第五項の規定」とし、「申請します」と「請求します」とし、「政治団体名又は政党支部名」を「政

党支部名」とし、「閲覧書類」を「閲覧書類」と改め、同様式注を削り、同様式を別記様式とする。



附 則

この規程は、平成二十一年一月一日から施行する。

岐阜県選挙管理委員会告示第百三三号

政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程

（趣旨）

第一条 この規程は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する報告書、書面及び政治資金監査報告書（以下「報告書等」という。）の閲覧及び写しの交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（閲覧の請求等）

第二条 報告書等の閲覧の請求及び閲覧は、岐阜県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）の職員の執務時間中に行われなければならない。

2 報告書等の閲覧を請求する者は、県委員会が定める事項を記載した請求書（別記様式）を県委員会に提出しなければならない。

（閲覧の場所）

第三条 報告書等の閲覧は、県委員会の指定する場所において行われなければならない。

（報告書等の取扱）

第四条 報告書等は、丁寧に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

（閲覧の中止等）

第五条 前三条の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止する措置をとる。

（写しの交付の請求等）

第六条 報告書等の写しの交付を請求する者（以下「交付請求者」という。）は、県委員会が定める事項を記載した請求書（別記様式）を県委員会に提出しなければならない。

2 県委員会は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、交付請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、県委

員会は、交付請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(写しの交付等)

第七条 県委員会は、前条第一項の請求書の提出があつたときは、当該請求書の提出があつた日から起算して十五日以内に、当該請求に係る報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、県委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、県委員会は、速やかに、書面により延長後の期間及び延長の理由を交付請求者に通知しなければならない。

3 県委員会は、写しの交付の請求に係る報告書等が著しく大量であるため、当該請求があつた日から四十五日以内にそのすべてについて第一項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、当該請求に係る報告書等のうちの相当の部分につき当該期間内に第一項の規定による交付をし、残りの報告書等については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、県委員会は、同項に規定する期間内に、書面により次に掲げる事項を交付請求者に通知しなければならない。

- 一 本項を適用する旨及びその理由
- 二 残りの報告書等について第一項の規定による交付をする期限

(写しの交付の方法)

第八条 前条第一項の規定による交付の方法は、報告書等を複写機により日本工業規格A列四番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付として、県委員会が指定する日時に行う。

(委任)

第九条 この規程に定めるもののほか、報告書等の閲覧及び写しの交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成二十一年一月一日から施行する。

別記様式（第2条、第6条関係）

報告書等 閲覧 請求書 写しの交付

年 月 日

岐阜県選挙管理委員会委員長 様

(請求者) 住 所 氏 名

政治資金規正法第20条の2第2項の規定により、下記のとおり報告書等の閲覧又は写しの交付を請求します。

記

請求書 閲覧日	1 閲覧		2 写しの交付		3 郵送による写しの交付	
	年	月	日	時間	午前 午後	時 分
内容						
閲覧書 類	政治団体名			年 区 分	年 区 分	
写しの交付書 類	政治団体名			年 区 分	供与希望頁等	

平成二十年十二月二十六日印刷
平成二十年十二月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜尾文芸社